

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法新旧対照条文
 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（第二十七条改正部分）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行（「国外犯罪被害者の遺族に 対する弔慰金の支給に関する法律案」による改正後）
<p>（経費）</p> <p>第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。</p> <p>一（九）（略）</p> <p>十 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三章の規定による措置に要する経費</p> <p>十一 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>十二 第二十一条第二十号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>十三 第二十一条第二十一号に規定する弔慰金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（経費）</p> <p>第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。</p> <p>一（九）（略）</p> <p>十 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>十一 第二十一条第二十号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>十二 第二十一条第二十一号に規定する弔慰金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>2・3（略）</p>